

かごしま温室効果ガス排出抑制事業者表彰制度



鹿児島県環境林務部
地球温暖化対策課



1. 鹿児島県地球温暖化対策推進条例概要

【目的】

- ◇ 県、事業者及び県民等の責務、取組の方向づけ
- ◇ 地球温暖化対策の推進
- ◇ 県民の健康で文化的な生活の確保

「地球環境先進県」として、県民、事業者、行政が連携・協働して地球温暖化対策に取り組みましょう！

【取組主体別の責務】

《県》
地球温暖化対策の推進
市町村、事業者、
県民、環境保全活動団体との連携・協働

《事業者》
事業活動に伴う
温室効果ガスの
排出抑制等

《県民》
日常生活における
温室効果ガスの
排出抑制等

《環境保全活動団体》
環境保全活動における
温室効果ガスの
排出抑制等

《一時滞在者》
県が実施する
温暖化対策への
協力

【温暖化対策に係る総合的な計画】

- ◇ 地球温暖化対策実行計画の策定
- ◇ 地球温暖化対策の実施状況の公表

2. 計画書制度の概要

◇鹿児島県地球温暖化対策推進条例(H22.3制定)

* 条例第14条及び第15条に基づき、「特定事業者」には、「温室効果ガス排出抑制計画書」、「実施状況報告書」の提出義務付け

(温室効果ガス排出抑制計画)

第14条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者(「**特定事業者**」)は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(「**温室効果ガス排出抑制計画**」)を作成し、知事に提出しなければならない。

(実施状況等の報告書)

第15条 温室効果ガス排出抑制計画を提出したものは、毎年度、**事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び当該温室効果ガス排出抑制計画に基づく措置の実施状況を記載した報告書**を作成し、知事に提出しなければならない。

◇特定事業者とは？【鹿児島県の特定事業者数：約160】

①第1号特定事業者 〈産業・業務部門〉

年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上

②第2号, 第3号特定事業者 〈運輸部門〉

バス等の登録台数等が一定数以上

(バス100台,トラック100台,タクシー230台,船舶1万総トン以上)

◇「温室効果ガス排出抑制計画」とは？

計画期間：3箇年度以上5箇年度以下

計画内容：目標削減率(基準年度と比較した目標年度の削減率)

目標を達成するための基本方針及びそれに基づき講ずる措置

3. 評価・表彰制度の創設と運用

(計画書制度ステップアップ 支援プログラムの活用)

◇計画期間の終了した事業者の評価が必要

- ・ 平成26年度が初年度(計画期間がH23～H25の事業者)

◇優秀な事業者の表彰の検討

目的:事業者等の自主的かつ計画的な温室効果ガス削減
の取組を促進すること

根拠:条例第33条(公表及び表彰)

- ・ 知事は、温室効果ガス排出抑制計画を提出したもののうち、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組んでいると認められるものについて、公表することができる。
- ・ 知事は、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者等を表彰することができる。

評価・表彰制度の目的

特に優れた事業者を表彰することにより、当事業者のみならず、他事業者の取組に対する意識が向上することを目的とする。



納得感のある評価が必要

- 努力による削減実績と取組実績を十分に兼ね備える事業者を評価
- 削減実績と取組実績が一定程度ある事業者の中から、他の模範となるような優れた取組実績がある事業者を表彰



評価・表彰制度の創設

評価・表彰制度の概要

1 評価（書類審査）

削減実績（二酸化炭素換算排出量（係数固定））50点，取組実績50点の計100点満点
で4段階評価（S，A，B，C）を行う。

2 評価（現地審査）

Sランク及びAランクの事業者について，個別ヒアリング及び現場確認を実施

3 審査会 ※庁内（次長，環境林務課長，地球温暖化対策課長，商工政策課長）

4 表彰（知事賞）

- ① 温室効果ガス排出抑制優秀賞（対象者数の1割程度→H27に削除）
Sランクの事業者のうち，他の事業者の模範となる優れた取組を実施した事業者
- ② 特別賞（→H27に優良賞に変更）（各1者程度）
温室効果ガス排出抑制優秀賞に該当しないSランク及びAランクの事業者のうち，
以下に該当する事業者
ア．優良取組賞
イ．原単位改善優良賞

評価・表彰の対象者

◇対象者

条例に基づき、温室効果ガス排出抑制計画を提出したもののうち、計画期間が終了した事業者

表彰対象 年度	計画年数	事業者数	計画期間							
			平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
平成26年度	3	50	←			→				
平成27年度	4	3	←				→			
平成28年度	5	69	←					→		
平成27年度	3	13		←			→			
平成28年度	4	1		←				→		
平成29年度	5	13		←					→	
平成28年度	3	10			←			→		
平成29年度	4	0			←				→	
平成30年度	5	2			←					→

評価・表彰の審査基準

【書類審査】

1 書類審査

削減実績50点, 取組実績50点の計100点満点で4段階評価
(S:80点以上, A:60点以上, B:40点以上, C:40点未満)

(1) 削減実績(50点)

「**実施状況報告書**」(各年度)により
報告された二酸化炭素換算排出量の
平均排出量を評価

配点	二酸化炭素換算 排出量(係数固定)削減率
50点	10%以上
40点	7%以上 10%未満
30点	5%以上 7%未満
20点	3%以上 5%未満
10点	1%以上 3%未満
5点	0%以上 1%未満
0点	0%未満

評価・表彰の審査基準

【書類審査】

(2) 取組実績(50点)

「**対策実施状況調査**」により評価

【産業・民生業務部門】

配点	取組種別
46点	運用対策 (34対策)
	設備対策 (11対策)
	運輸部門の取組実施 (3対策)
2点	森林吸収源対策等の実施
2点	報告書提出期限の遵守

【運輸部門(自動車)】

配点	取組種別
26点	運用対策 (14対策)
	設備対策 (2対策)
	低公害・低燃費車導入以外
20点	設備対策
	低公害・低燃費車導入割合
2点	森林吸収源対策等の実施
2点	報告書提出期限の遵守

評価・表彰の審査基準

【現地審査】

2 現地審査

(1) 対象者

Sランク及びAランクの事業者のうち、以下の5項目を満たす事業者について、個別ヒアリング及び現場確認を実施。(H26:8事業者, H27:5事業者)

- ① 事業所数の大幅な減少がない。
- ② エネルギー原単位が年平均1%以上改善されている。(運輸部門なし)
- ③ 他の模範となる特に優れた取組を行っている。
- ④ 調査票の「非該当」に疑義がない。
- ⑤ 調査票の一般管理事項の項目、「推進体制の整備」、「事業所全体のエネルギー使用量の把握、管理」、「機器台帳の整備」が未実施ではない。

評価・表彰の審査基準

【現地審査】

(2) 現地審査基準

個別ヒアリング及び現場確認を
ふまえ、取組実績について、以下の
5つの観点を4段階評価する。

- ア. 独自性
- イ. 先進性
- ウ. 効率性
- エ. 実効性
- オ. 継続性

ア 独自性

- ★★★：工夫のレベルが高く、乗り越えた障害が大きい。
- ★★☆：工夫のレベル、乗り越えた障害は中位である。
- ★☆☆：主体的な工夫と言える。
- ☆☆☆：特筆すべき点はない。

イ 先進性

- ★★★：先進的であり、汎用性が極めて高い
(極めて広く模範的である。)
- ★★☆：先進的であり汎用性が高い(広く模範的である。)
- ★☆☆：先進的とは言えないが、普及が望ましい対策である。
- ☆☆☆：特筆すべき点はない。

ウ 効率性

- ★★★：コストと労力の両面において、極めて効果が高い。
- ★★☆：コスト又は労力のいずれかにおいて、効果が高い。
- ★☆☆：コスト又は労力のいずれかにおいて効果が高いとは言えないが、普及が望ましい対策である。
- ☆☆☆：特筆すべき点はない。

エ 実効性

- ★★★：牽引力が高い組織である。
- ★★☆：牽引力のある組織である。
- ★☆☆：牽引力は高いとは言えないが、牽引役が明確である。
- ☆☆☆：特筆すべき点はない。

オ 継続性

- ★★★：全社的に課題を認識している。
- ★★☆：一組織として課題を明確に認識している。
- ★☆☆：一組織として課題を認識している。
- ☆☆☆：特筆すべき点はない。

表彰及び公表

1 表彰者の決定

書類審査及び現地審査の結果を踏まえ、**庁内審査会**において受賞者を選考し、知事が決定する。

※H26受賞者 ①優秀賞 6事業者 ②特別賞(優良取組賞) 1事業者
(原単位改善取組賞) 0事業者

※H27受賞者 ①優秀賞 3事業者 ②優良賞(優良取組賞) 1事業者
(原単位改善取組賞) 0事業者

2 表彰

県庁知事室にて表彰式を開催 (H27.2.19, H28.2.17)

3 取組事例の公表

県ホームページにおいて受賞者の取組事例を公表



4. まとめ

1 評価・表彰制度の構築

- * 計画期間終了事業者へのフィードバック
- * 努力した事業者の評価

2 受賞者の取組事例の公表

- * 受賞者のモチベーション向上
- * 他事業者への波及

3 課題

- * 現地審査の専門性
- * 船舶審査基準の作成
- * 計画期間中の計画書再提出により、審査の対象とならない。



その他（本県の特徴ある取組）

① かがしまエコファンド制度

森林吸収源対策



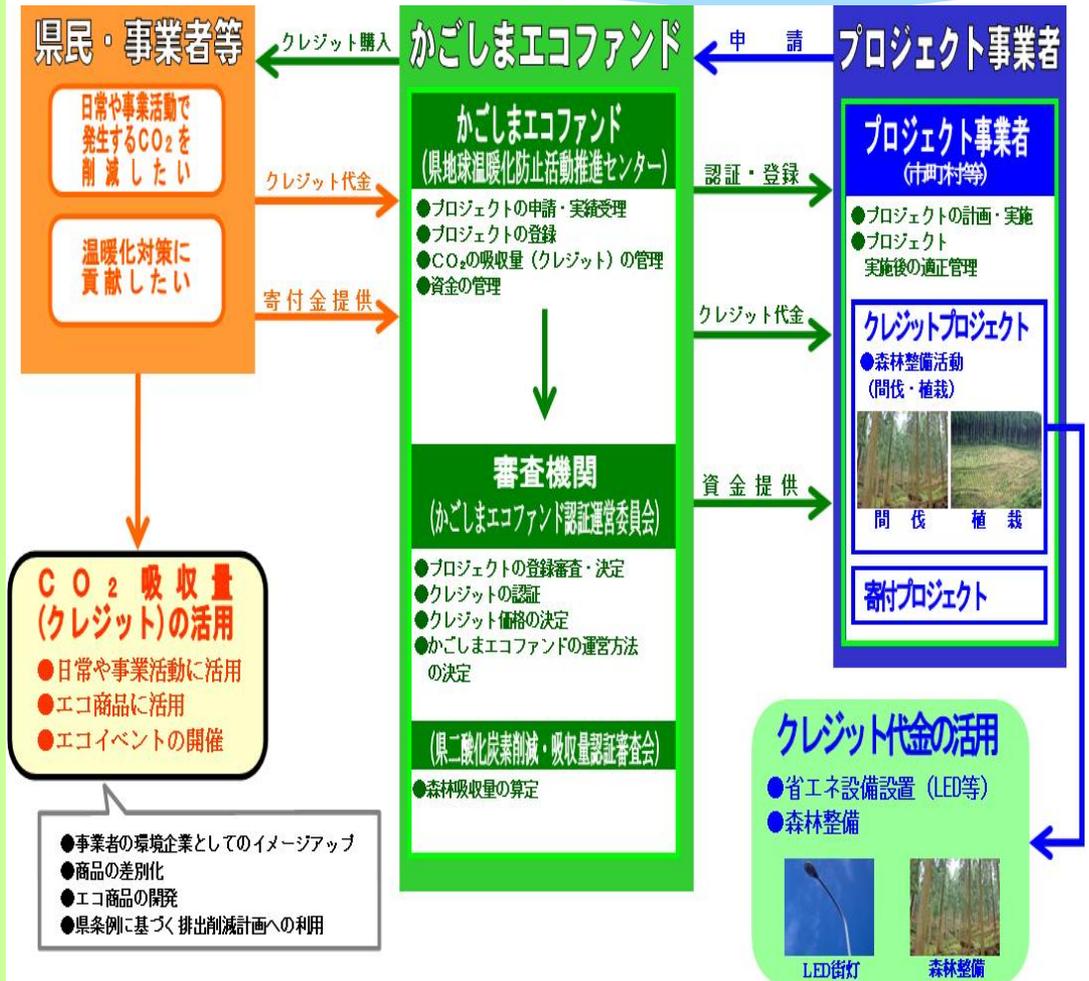
■ カーボン・オフセットへの取組促進

温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組であるカーボン・オフセットの仕組みの普及に率先して取り組んでいます。

※ 事業者の皆さんが、自ら排出した二酸化炭素を県内の森林整備による二酸化炭素吸収量で埋め合わせる仕組みである「かがしまエコファンド制度」を実施しています。

■ 県による森林吸収量の認証

事業者、県民及び環境保全活動団体等が県内において森林の適切な整備を行った場合には、整備によって増加したと認められる二酸化炭素の吸収量を認証しています。



② 屋久島CO2フリーの島づくり

かごしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島)

目的

世界自然遺産の島 屋久島において、ほとんどの電力を水力発電で賄われている特性に注目し、石油類を燃料源とすることなくCO₂の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進し、モデル性や発信性の高い取組を行う。

事業内容

(1) かごしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島)

- ① 屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会
→ 専門家による県事業への提言の場
- ② 屋久島低炭素社会地域づくり協議会
→ 各種団体、事業者、行政等が協働して、省エネ活動等の取組推進

③ 電気自動車試乗会及びパネル展示

→ ディーラーと連携した試乗会など

④ 屋久島CO2フリーの島づくりサポーター制度

→ CO2フリーの島づくりに取り組む個人や企業等をサポーターとして登録し、取組をホームページ等で紹介

(2) 屋久島電気自動車普及促進支援事業

【内 容】電気自動車の導入経費への助成

【助成実績】181台(H22～H27)

【対 象】屋久島在住の個人、事業者